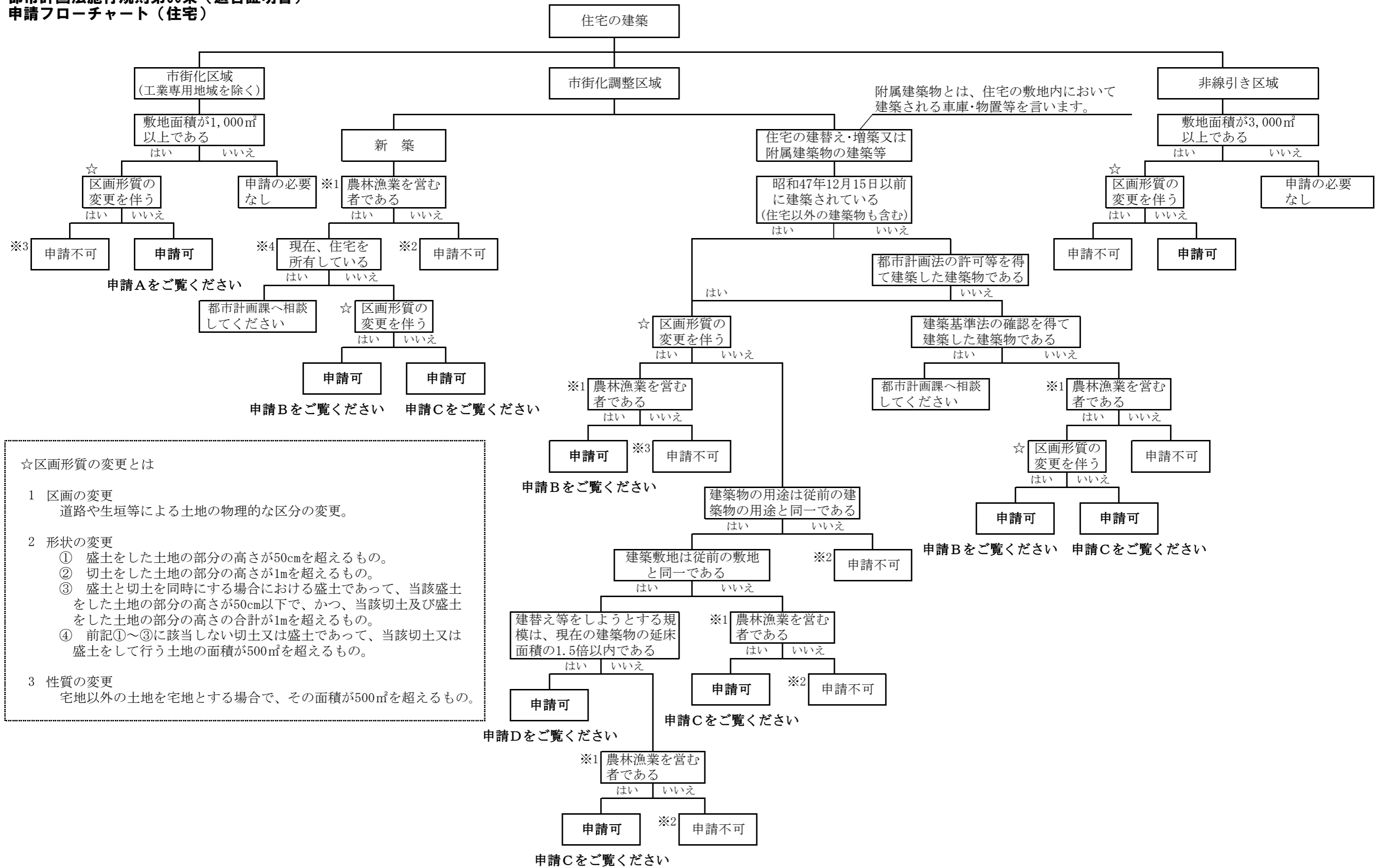


**都市計画法施行規則第60条（適合証明書）
申請フローチャート（住宅）**



☆区画形質の変更とは

- 1 区画の変更
道路や生垣等による土地の物理的な区分の変更。
- 2 形状の変更
 - ① 盛土をした土地の部分の高さが50cmを超えるもの。
 - ② 切土をした土地の部分の高さが1mを超えるもの。
 - ③ 盛土と切土を同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分の高さが50cm以下で、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分の高さの合計が1mを超えるもの。
 - ④ 前記①～③に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をして行う土地の面積が500㎡を超えるもの。
- 3 性質の変更
宅地以外の土地を宅地とする場合で、その面積が500㎡を超えるもの。

※1 農林漁業を営む者とは、耕作農家については農業委員会、畜産農家については農業政策課に登録されている農業者を対象とします。林業、漁業その他の農業者については、都市計画課土地対策係までご相談ください。
 ※2 都市計画法第43条（建築許可）申請ができることがありますので、都市計画課土地対策係までご相談ください。
 ※3 区画形質の変更を伴う建築行為については、都市計画法第29条（開発許可）申請ができることがありますので、都市計画課土地対策係までご相談ください。
 ※4 同一世帯に属する世帯員が所有する住宅を含みます。
 注 上図は住宅及び住宅に附属する建築物（車庫・物置等）を対象としたものです。その他の建築物については、都市計画課土地対策係までご相談ください。